

**いなべ市地球温暖化対策実行計画**  
**(事務事業編)**



**2022年3月策定**  
**2024年9月改訂**

**いなべ市**

## 目次

### 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的及び位置づけ	2
3 計画の基準年度・計画期間	3
4 計画の対象	3
(1)対象とする範囲	3
(2)対象とする温室効果ガス	3

### 第2章 温室効果ガスの排出量と削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量	4
(1)施設別の温室効果ガス排出量の割合	4
(2)エネルギー種別の温室効果ガス排出量の割合	5
2 2023年度の温室効果ガス排出量(基準年度との比較)	6
(1)施設別の温室効果ガス排出量の割合	6
(2)エネルギー種別の温室効果ガスの排出量の割合	7~8
3 算定年度の温室効果ガス排出量の推移	9
(1)温室効果ガス総排出量の推移	9
(2)温室効果ガスエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移	10
(3)温室効果ガス非エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移	10
4 地球温暖化対策計画における、温室効果ガス排出削減目標	11
(1)温室効果ガス削減目標	11
(2)温室効果ガス別削減目標	11
5 温室効果ガスの排出削減目標	12
(1) エネルギー起源二酸化炭素	12
(2) 非エネルギー起源二酸化炭素	13

### 第3章 目標達成に向けた取組

1 日常の事務事業に関する取組	14
(1)取組の基本方針	14
(2)具体的な取組内容	14~15
2 施設整備等に関する取組	16
(1)取組の基本方針	16
(2)具体的な取組内容	16

### 第4章 計画の推進と進捗状況の公表

1 推進体制と進捗管理	17
2 進捗状況の公表	18
<参考資料>温室効果ガス排出量対象施設	21~25

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因とされているのが人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化を防止することは、我が国だけでなく、全世界が協力して温室効果ガスの削減に取り組むことが重要となります。

国際的な動きとしては、2015年12月、フランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、全ての国々が、長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなりました。

また、2021年11月、イギリスで開催された第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を継続するというパリ協定の気温目標を再確認しました。

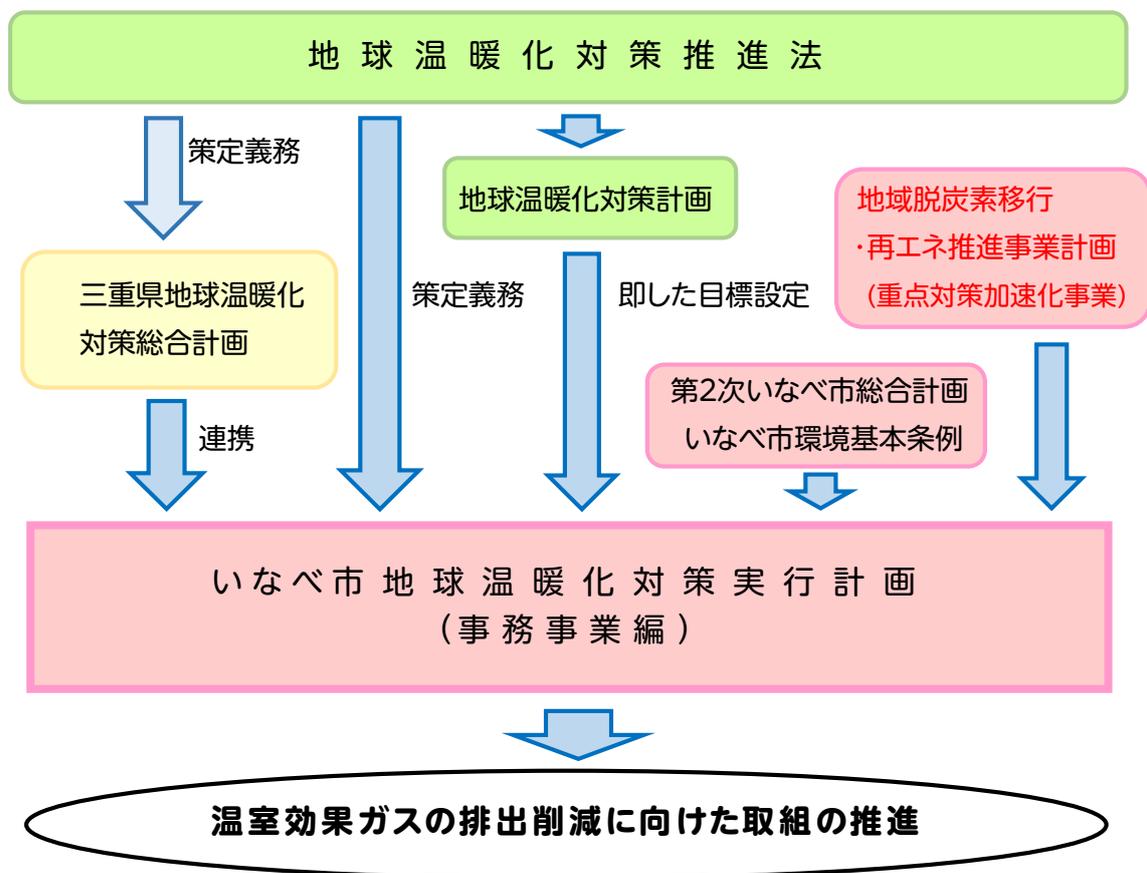
我が国では1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられました。

我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、2021年(10月22日閣議決定)地球温暖化対策計画が5年ぶりに改定され、中期目標として、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」新たな温室効果ガス削減目標が掲げられました。

## 2 計画の目的及び位置づけ

いなべ市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本市が実施している事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出を抑制し、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化に対する取組を推進することを目的とします。

また、関連する法律や条例、計画等と整合を図ります。



○地球温暖化対策の推進に関する法律  
(地方公共団体実行計画等)  
第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

### 3 計画の基準年度・計画期間

本計画の期間は、2022年度から2030年度までの9年間とし、基準年度は、国の地球温暖化対策計画に併せ、2013年度とします。

また、2027年度に計画の見直しを行います。

年度	2013	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画	基準		計	画	取	組	期	間		
				見直し			見直し			

### 4 計画の対象

#### (1) 対象とする範囲

計画の対象範囲は、いなべ市の全ての事務・事業とします。

なお、外部への委託、指定管理者制度により実施する事業等については、受託者に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組(措置)を講ずるよう要請します。

#### 対象施設・設備(2023年度)

施設区分	施設数	施設区分	施設数
庁舎施設	3 施設	教育文化施設	15 施設
消防施設	22 施設	市民施設	8 施設
清掃施設	5 施設	産業施設	8 施設
学校施設	18 施設	衛生施設	1 施設
公園施設	1 施設	その他施設	35 施設
福祉施設	10 施設	上下水道施設	67 施設

#### (2) 対象とする温室効果ガス

算定の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。

ガス種別	地球温暖化係数	主な発生源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の使用</li> <li>・他人から供給された電気・熱の使用</li> <li>・廃プラスチック類の焼却</li> </ul>

## 第2章 温室効果ガスの排出量と削減目標

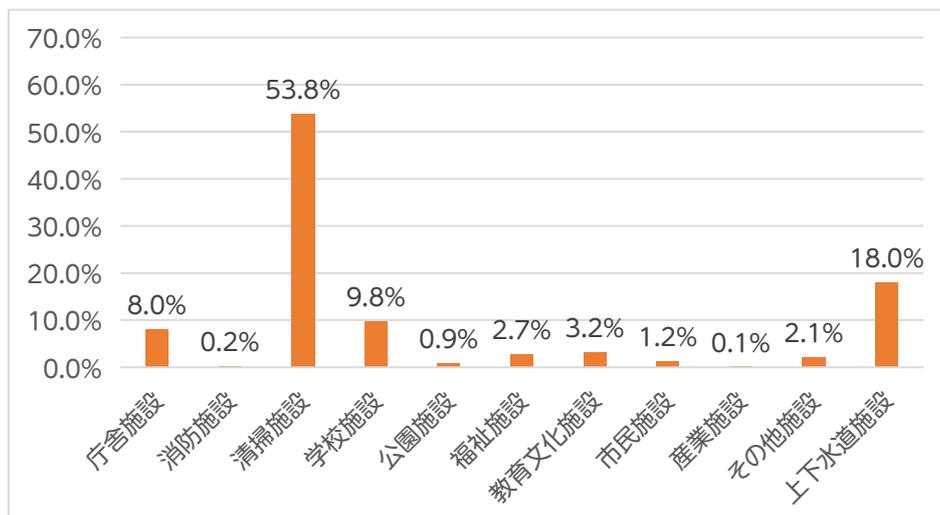
### 1 基準年度の温室効果ガス排出量

本計画の基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量は16,189t-CO<sub>2</sub>となっています。

#### (1) 施設別の温室効果ガス排出量の割合(2013年度)

清掃施設が全体の53.8%を占め、次いで上下水道施設18%、学校施設9.8%、庁舎施設8%となっています。

施設区分	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合(%)
庁舎施設	1,303	8.0%
消防施設	29	0.2%
清掃施設	8,703	53.8%
学校施設	1,588	9.8%
公園施設	142	0.9%
福祉施設	445	2.7%
教育文化施設	525	3.2%
市民施設	194	1.2%
産業施設	11	0.1%
その他施設	341	2.1%
上下水道施設	2,908	18.0%
計	16,189	100%



(2) エネルギー種別の温室効果ガス排出量の割合(2013年度)

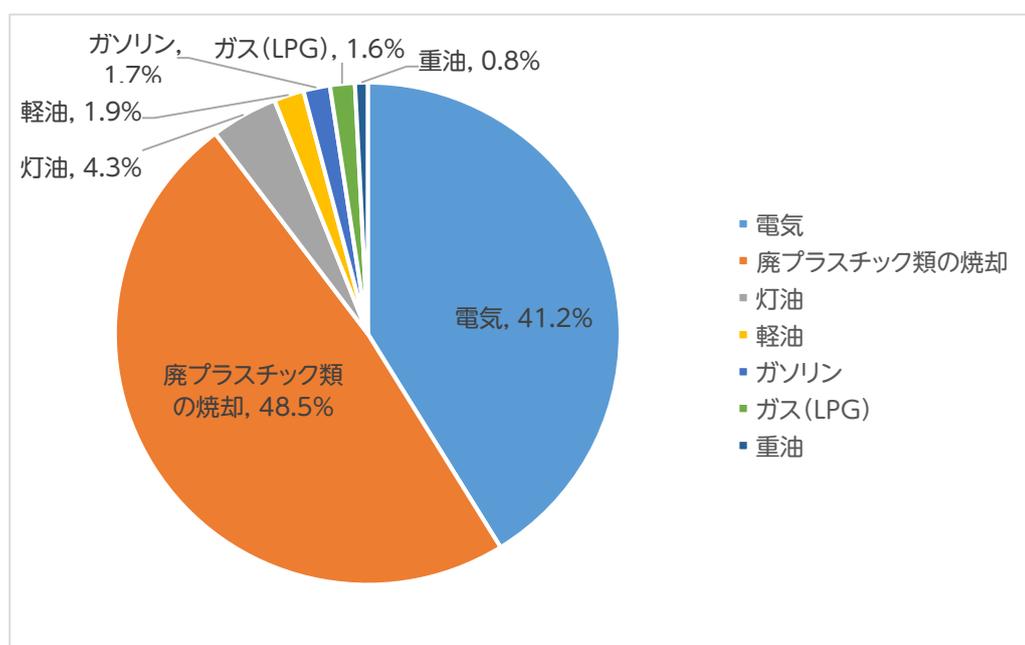
温室効果ガス排出量16,189t-CO<sub>2</sub>のうち、温室効果ガスエネルギー起源二酸化炭素が8,336t-CO<sub>2</sub>、非エネルギー起源二酸化炭素が7,853t-CO<sub>2</sub>となっています。

エネルギー種別では、廃プラスチック類の焼却(48.5%)と、電気(41.2%)で全体の89.7%を占めています。

エネルギー種別	使用量	単位	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合(%)
エネルギー起源二酸化炭素			8,336	51.5%
電気	12,436,991.0	kwh	6,663	41.2%
灯油	279,131.2	ℓ	695	4.3%
軽油	117,998.6	ℓ	304	1.9%
ガソリン	119,838.1	ℓ	278	1.7%
ガス(LPG)	40,337.6	m <sup>3</sup>	266	1.6%
重油	48,100.0	ℓ	130	0.8%
非エネルギー起源二酸化炭素			7,853	48.5%
廃プラスチック類の焼却	2,840.0	t	7,853	48.5%
計			16,189	100%

エネルギー起源二酸化炭素: 燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素: 廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素



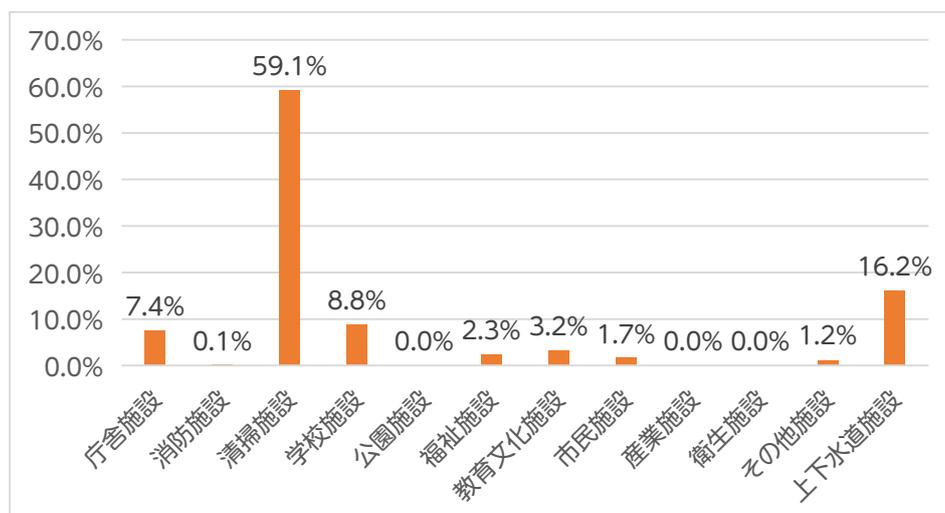
## 2 2023年度の温室効果ガス排出量(基準年度との比較)

2023年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である2013年度の16,189t-CO<sub>2</sub>から14,794t-CO<sub>2</sub>となり1,395t-CO<sub>2</sub>減少しました。

### (1) 施設別の温室効果ガス排出量の割合

清掃施設が全体の59.1%を占め、次いで上下水道施設16.2%、学校施設8.8%、庁舎施設7.4%となっています。

施設区分	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合(%)
庁舎施設	1,098	7.4%
消防施設	20	0.1%
清掃施設	8,748	59.1%
学校施設	1,301	8.8%
公園施設	7	0.0%
福祉施設	344	2.3%
教育文化施設	467	3.2%
市民施設	245	1.7%
産業施設	2	0.0%
衛生施設	0	0.0%
その他施設	170	1.2%
上下水道施設	2,392	16.2%
計	14,794	100%



## (2) エネルギー種別の温室効果ガス排出量の割合

温室効果ガス排出量14,794t-CO<sub>2</sub>のうち、温室効果ガスエネルギー起源二酸化炭素が7,003t-CO<sub>2</sub>、非エネルギー起源二酸化炭素が7,791t-CO<sub>2</sub>となっています。

エネルギー種別では、廃プラスチック類の焼却(52.7%)と、電気(38.2%)で全体の90.9%を占めています。

排出量の合計は基準年度比で9%減少しました。その内訳はエネルギー起源二酸化炭素が16%減少し、非エネルギー起源二酸化炭素が1%減少しています。

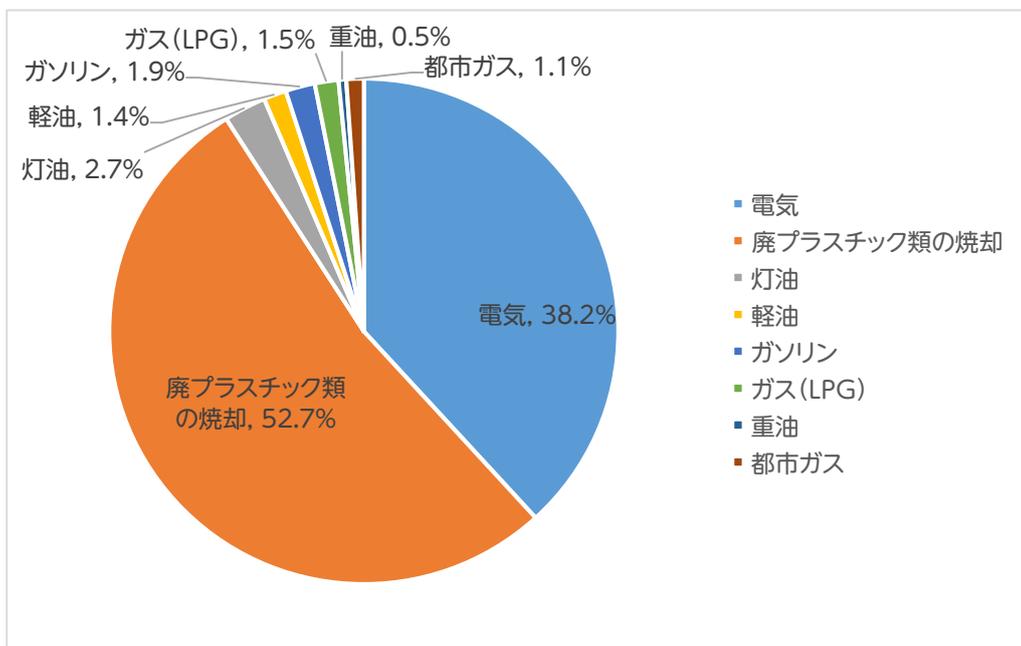
使用量は基準年度に対して多くのエネルギーが減少していますが、電気は増加しています。

エネルギー種別	2013年度 (基準年度) 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	2023年度 (令和5年度) 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合(%)	基準年度 比
エネルギー起源二酸化炭素	8,336	7,003	47.3%	-16%
電気	6,663	5,650	38.2%	-15%
灯油	695	397	2.7%	-43%
軽油	304	211	1.4%	-31%
ガソリン	278	277	1.9%	-0.4%
ガス(LPG)	266	232	1.5%	-13%
重油	130	72	0.5%	-45%
都市ガス	—	164	1.1%	—
非エネルギー起源二酸化炭素	7,853	7,791	52.7%	-1%
廃プラスチック類の 焼却	7,853	7,791	52.7%	-1%
計	16,189	14,794	100%	-9%

エネルギー起源二酸化炭素: 燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素: 廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素

エネルギー種別	2013年度 (基準年度) 使用量	2023年度 (令和5年度) 使用量	単位	増減
電気	12,436,991.0	12,583,054.0	kwh	増
灯油	279,131.2	159,269.0	ℓ	減
軽油	117,998.6	81,889.4	ℓ	減
ガソリン	119,838.1	119,414.4	ℓ	減
ガス(LPG)	40,337.6	35,126.0	m <sup>3</sup>	減
重油	48,100.0	26,500.0	ℓ	減
都市ガス	—	73,803.0	Nm <sup>3</sup>	—
廃プラスチック類の焼却	2,840.0	2,812.5	t	減

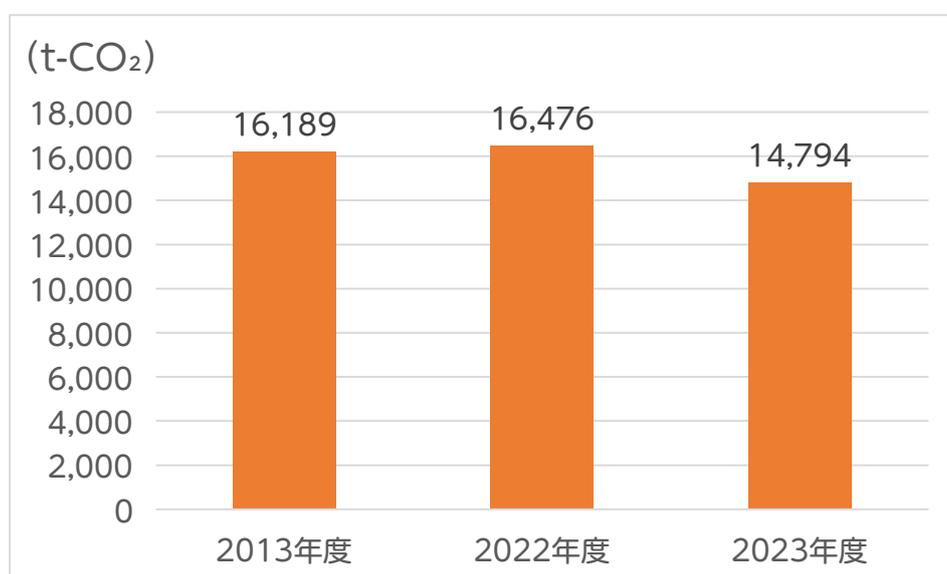


### 3 算定年度の温室効果ガス排出量の推移

本計画に基づき取組を推進した2022年度及び2023年度の温室効果ガス排出量の算定結果は以下のとおりです。

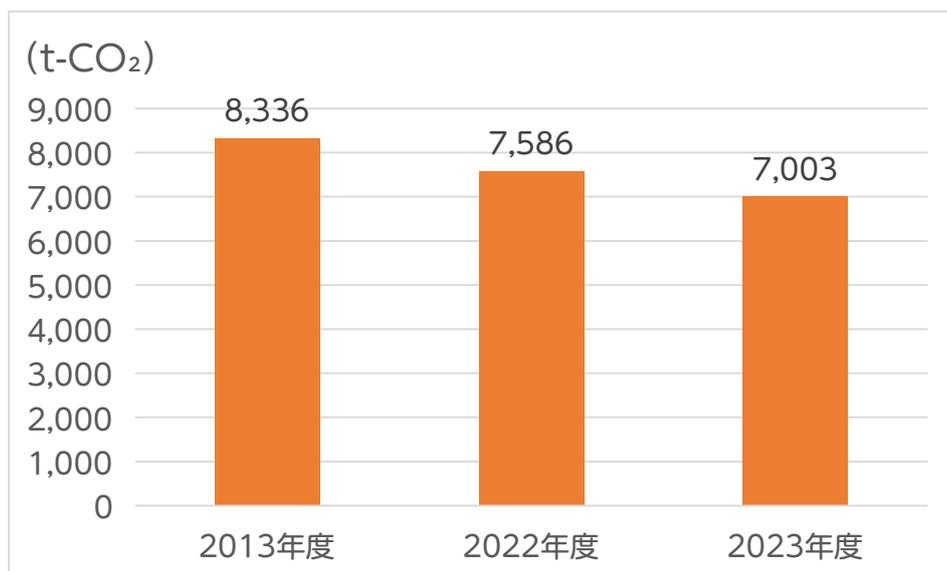
#### (1) 温室効果ガス総排出量の推移

いなべ市の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、16,189t-CO<sub>2</sub>となっています。それに対し2022年度においては16,476t-CO<sub>2</sub>、2023年度においては14,794t-CO<sub>2</sub>となっています。2023年度の温室効果ガス総排出量は対基準年度比で9%削減されました。



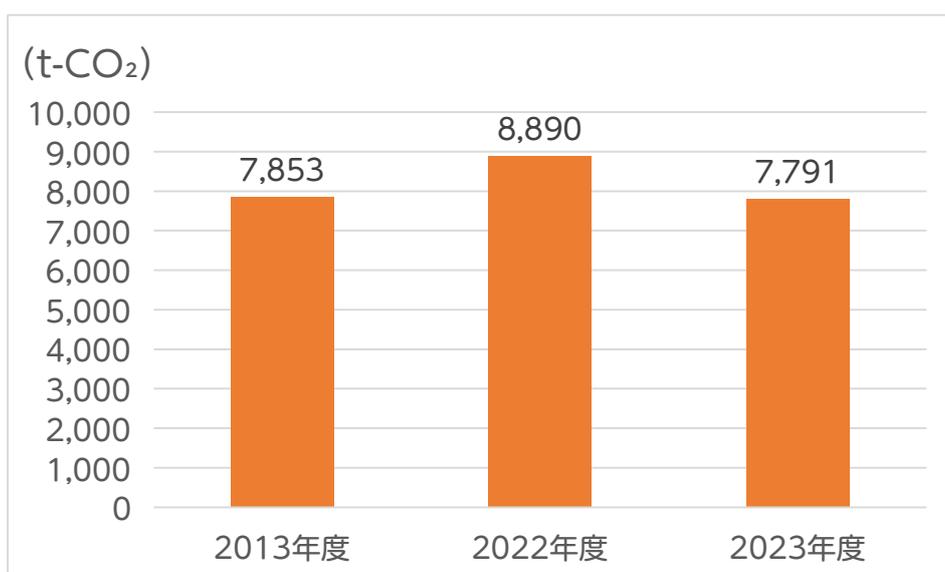
## (2) 温室効果ガスエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

「エネルギー起源二酸化炭素排出量」は、基準年度である2013年度において、8,336t-CO<sub>2</sub>となっています。それに対し2022年度においては7,586t-CO<sub>2</sub>、2023年度においては7,003t-CO<sub>2</sub>となっています。2023年度の温室効果ガスエネルギー起源二酸化炭素排出量は対基準年度比で16%削減されました。



## (3) 温室効果ガス非エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

「非エネルギー起源二酸化炭素排出量」は、基準年度である2013年度において、7,853t-CO<sub>2</sub>となっています。それに対し2022年度においては8,890t-CO<sub>2</sub>、2023年度においては7,791t-CO<sub>2</sub>となっています。2023年度の新エネルギー起源二酸化炭素排出量は対基準年度比で1%削減されました。



## 4 地球温暖化対策計画における、温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 我が国の温室効果ガス削減目標

我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていきます。

### (2) いなべ市の本計画における温室効果ガス別削減目標

#### ・エネルギー起源二酸化炭素【業務その他部門】

2030年度において、2013年度比約62%減の水準にすることを目指します。

#### ・非エネルギー起源二酸化炭素

2030年度において、2013年度比約30%減の水準にすることを目標とします。

#### ○地球温暖化対策の推進に関する法律

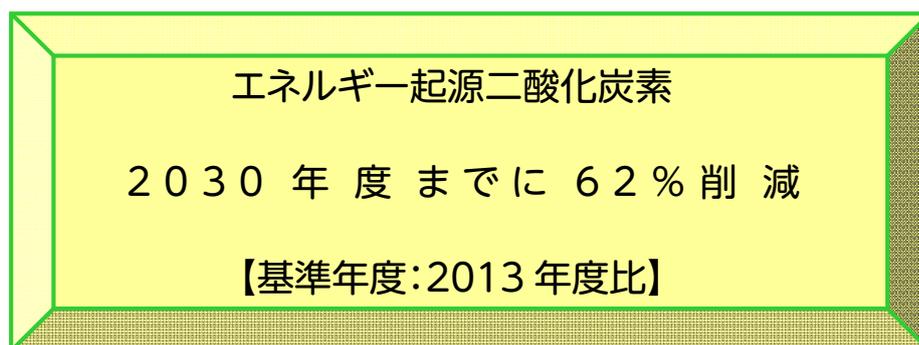
##### (地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

## 5 温室効果ガスの排出削減目標

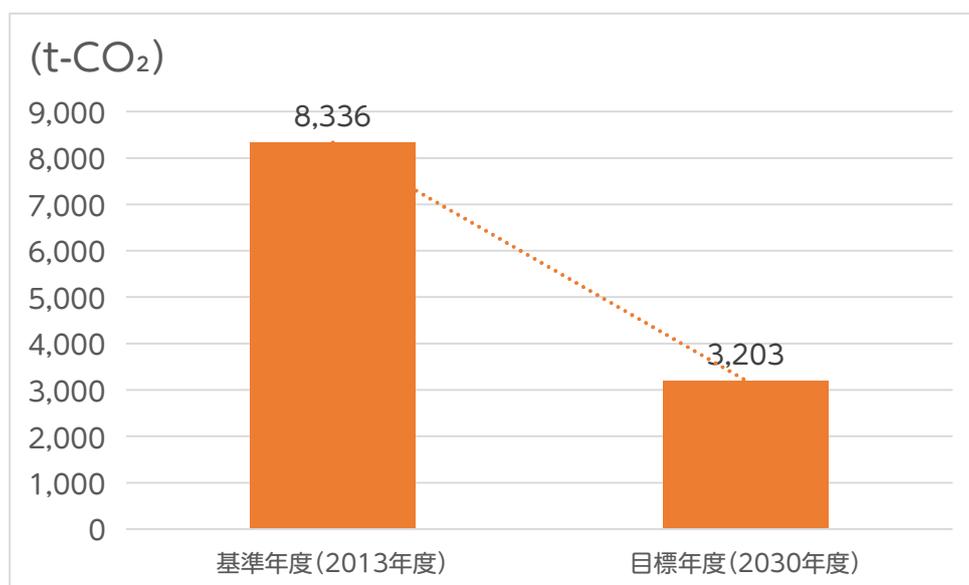
国の地球温暖化対策計画に即し、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を、以下のとおり定めます。

### (1) エネルギー起源二酸化炭素



エネルギー起源二酸化炭素の削減目標

温室効果ガス	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)	削減率
エネルギー起源二酸化炭素	8,336 t-CO <sub>2</sub>	3,203 t-CO <sub>2</sub>	62%

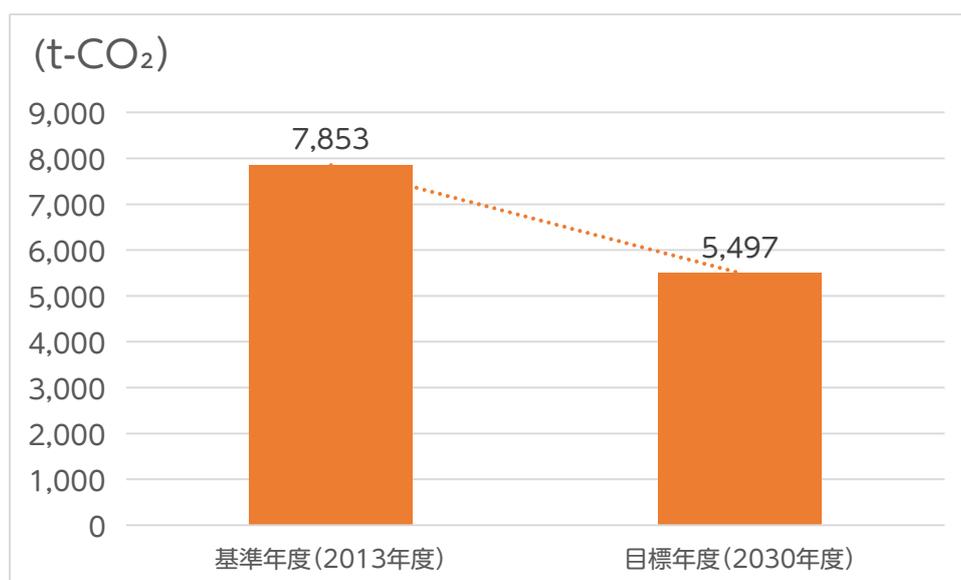


(2)非エネルギー起源二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素  
2030年度までに30%削減  
【基準年度:2013年度比】

非エネルギー起源二酸化炭素の削減目標

温室効果ガス	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)	削減率
非エネルギー起源二酸化炭素	7,853 t-CO <sub>2</sub>	5,497 t-CO <sub>2</sub>	30%



## 第3章 目標達成に向けた取組

市が事務及び事業を実施するに当たり、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて以下のとおり、基本方針及び具体的な取組内容を示します。

### 1 日常の事務事業に関する取組

#### (1) 取組の基本方針

- ・施設の電気使用量と燃料使用量を削減します。
- ・公用車における燃料使用量を削減します。
- ・市の事務事業におけるごみの減量と、リサイクルを推進します。
- ・環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく取組みを推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

##### 施設の電気・燃料使用量の削減

照明	利用実態に応じて照明の間引きを行います。 全体の照度を抑え、デスクライトを併用します。 早朝、夜間など時間外に業務を行うときは、必要な個所のみ点灯します。 行政棟は平日毎日午後7時35分に一斉消灯します。 各課の最終退庁者は消灯を行います。 定期的に午後6時にライトダウン運動を実施します。 自動販売機の照明は消灯します。
電源	OA機器等の事務機器を節電待機モードへ切り替えます。 退庁時及び1時間以上パソコンを使わない場合は、モニターの電源を切ります。
空調	クールビズ・ウォームビズを実施します。 窓等を開けて、自然の外気を取り入れます。 会議室等使用後は空調を切ります。 事務室、会議室における適正な設定温度を徹底します。
その他	エレベーターの使用を控え、積極的に階段を利用します。 トイレを使用後は蓋を閉めます。 照明設備、空調設備の清掃等、設備・機器の保守点検を定期的に行います。

### 公用車における燃料使用量の削減

走行	出張時は公共交通機関を利用し、できる限り公用車の使用を控えます。 相乗り出張など、計画的に公用車を利用します。 出かける前に走行ルートを確認し、無駄な走行を減らします。
燃料	エコドライブに取り組みます。 ①やさしい発進を心がける ②加減速の少ない運転を心がける ③エンジnbrakeを積極的に使う ④カーエアコンの使用を控えめにする ⑤暖機運転は適切に行う ⑥不要な荷物は積まないようにする

### ごみの減量、リサイクルの推進

廃棄物焼却量の削減	分別を徹底します。
ごみの減量	備品等は、修繕等により極力、長期間使用します。 使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。 お弁当等の使い捨て容器等は自宅に持ち帰ります。
紙類の削減	両面コピーや縮小コピーを活用するなど、コピー用紙の使用量を削減します。 ミスコピー用紙等の裏紙使用、使用済み封筒の再利用に努めます。
リサイクルの推進	コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収、再利用を徹底します。 リユース・リサイクルしやすい製品を優先的に購入します。

### グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する際は、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することを推進します。

<p>エコマークや国及び第三者機関の取組による環境ラベル等のついた環境配慮型製品の購入に努めます。 調達総量をできるだけ抑制し、物品等の長期的かつ適正な使用等に努めます。</p>
---

## 2 施設整備等に関する取組

### (1) 取組の基本方針

- ・再生可能エネルギーによる省エネルギー設備の導入
- ・公用車における環境負荷軽減車両の導入
- ・LED 照明の導入
- ・運転管理での省エネルギー化

### (2) 具体的な取組内容

#### 再生可能エネルギーによる省エネルギー設備の導入

いなべ市が出資する自然電力いなべ株式会社を介して、2030 年度までに設置可能な施設にはすべて太陽光発電システムを設置の上、電力販売契約(PPA)を結び(再エネ導入)、公共施設は、自然電力いなべ株式会社により再エネ電力を調達します。

空調設備の燃料に重油を使用している施設があるため、大規模改修の時期に合わせて、ヒートポンプエアコンを導入します。また、蓄電池の導入も併せて行い、電力レジリエンスの強化を図ります。

#### 公用車における環境負荷軽減車両の導入

公用車の更新時期に合わせて、もしくは 2030 年度までに公用車を EV 車、PHEV 車、FCV 車にしていきます。

#### LED 照明の導入

2030 年度までに施設の 70%以上を LED 化します。

#### 運転管理での省エネルギー化

ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるように運転方法を調整します。空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。不明水対策を行い、ポンプの稼働回数を減らします。

## 第4章 計画の推進と進捗状況の公表

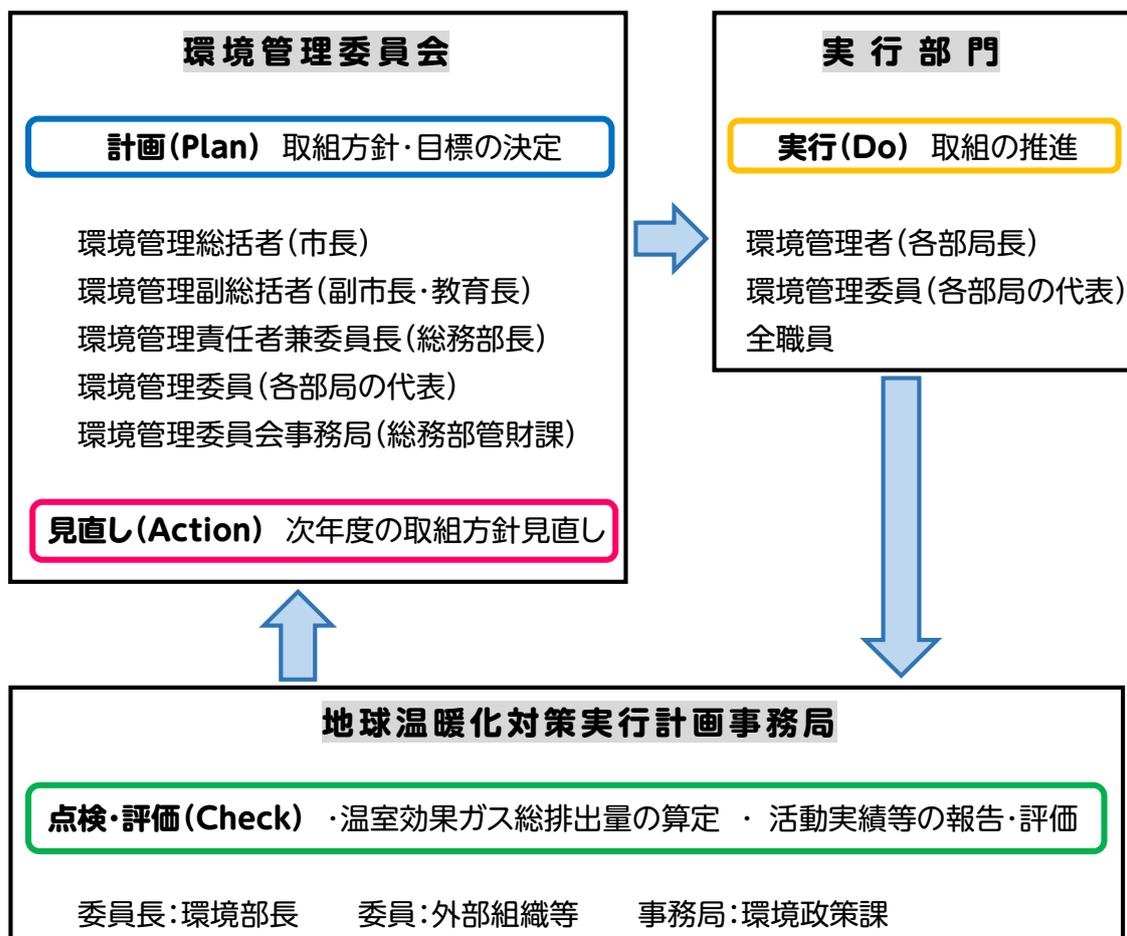
### 1 推進体制と進捗管理

本計画を推進するために、環境管理組織体制を、以下のように定めます。

環境管理総括者(市長)をトップとし、「環境管理委員会」が温室効果ガス削減に向けた計画(Plan)や、次年度の取組方針の見直し(Action)を行い、「実行部門」で環境管理者(各部局長)、環境管理委員(各部局の代表)の下、全職員が温室効果ガスの削減に向けて取り組みます。(Do)

また、「地球温暖化対策実行計画事務局」が点検・評価(Check)を行い環境管理委員会に報告します。

#### 環境管理組織体制



## 2 進捗状況の公表

進捗状況は、ホームページ等を通じ公表します。





## いなべ市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

発行 令和4(2022)年3月

第1回改訂 令和6(2024)年9月

企画・編集： いなべ市

住所：三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

資料編

温室効果ガス排出量対象施設(2023年度)

施設区分	施設名称	所管	施設区分	施設名称	所管	
庁舎施設	いなべ市役所本庁舎	管財課	消防施設	藤原第三分団消防詰所	防災課	
	旧北勢庁舎			北勢東分団消防詰所		
	員弁支所			北勢北分団消防詰所		
消防施設	旧北勢東分団消防車庫(防災倉庫)	防災課		北勢西分団消防詰所		
	坂東新田 232 番 23 笠田大溜西防災倉庫			北勢南分団消防詰所		
	大安スポーツ公園運動場駐車場内防災倉庫		清掃施設	あじさいフリースセンター	環境衛生課	
	コミュニティ消防センター(市場)			北勢粗大ごみ場		
	いなべ市防災拠点倉庫			員弁リサイクルセンター		
	いなべ市防災拠点施設(東工区トイレ、外灯RVパーク)			大安粗大ごみ場		
	員弁運動公園備蓄倉庫		藤原粗大ごみ場	学校施設	阿下喜小学校	教育総務課
	員弁第一分団消防詰所		十社小学校			
	員弁第二分団消防詰所		山郷小学校			
	員弁第三分団消防詰所		治田小学校			
	大安東分団消防詰所		北勢中学校			
	大安西分団詰所		員弁西小学校			
	大安南分団消防詰所(梅戸北)		員弁東小学校			
	大安北分団消防詰所		員弁中学校			
	藤原第一分団消防詰所(坂本)		笠間小学校			
	藤原第二分団消防詰所(古田)		三里小学校			
藤原第二分団消防詰所(長尾)						

資料編

施設区分	施設名称	所管	施設区分	施設名称	所管	
学校施設	石榑小学校	教育総務課	教育文化施設	笠間放課後児童クラブスマイル	学校教育課	
	丹生川小学校			放課後児童クラブすきっぷきっず		
	大安中学校			放課後児童クラブ室さくらんぼ		
	藤原小学校			放課後児童クラブ はっぴーきっず(治田)		
	藤原中学校			放課後児童クラブなかよし ハッピーきっず(山郷)		
	藤原学校給食センター			員弁コミュニティプラザ		生涯学習課
	大安学校給食センター	北勢市民会館				
	屋根のない学校	自然学習室		石仏公民館	市民施設	生涯学習課
いなべ公園	管理課	大安公民館				
福祉施設	員弁老人福祉センター	長寿福祉課	郷土資料館			
	ケアプランセンター		藤原文化センター			
	ふじわらデイサービスセンター		大安海洋センター艇庫			
	ふじわら高齢者生活支援センターいこい		いなべ市大安図書館	長寿福祉課		
	笠間子育て支援センター(遊・友・YOU チャイルド)	母子保健課	北勢あげき広場、桐林館	生涯学習課		
	ほくせい保育園	保育課	員弁運動公園			
	治田保育園		大安海洋センター体育館武道館			
	笠間保育園		大安スポーツ公園スパーク大安			
ふじわら保育園	大安スポーツ公園体育館					
員弁東保育園	大安武道館					
教育文化施設	放課後児童クラブいしぐれっこ		学校教育課		藤原第一野球場	
	放課後児童クラブ真名	藤原運動場				

資料編

施設区分	施設名称	所管	施設区分	施設名称	所管
衛生施設	員弁健康センター	管財課	その他施設	北勢斎場	環境政策課
産業施設	梅戸北ミニライスセンター	農業振興課		社会福祉法人モモ(旧笠間第一保育園)	長寿福祉課
	丹生川上農業作業場			旧十社保育所	
	北勢東部林業会館	農林整備課		熟人荘	
	夢かなえ荘	獣害対策課		藤原幼児教育 カイトウ	保育課
	ふじのいち			旧うりぼう	獣害対策課
	シビエ生産施設			ふれあいの駅 うりぼう	
	大安フラワーセンター			藤原山荘	商工観光課
	にぎわいの森キャビン棟	商工観光課		藤原岳登山口休憩所	
その他施設	旧藤原庁舎	管財課		聖宝寺トイレ	
	東町自治会倉庫	総務課		大安堆肥センター	農業振興課
	治田財産区事務所			除雪車格納庫	建設課
	大貝戸地域交流センター	防災課		市道東山線アンダーパス	
	いなべ市防災無線中継所			市道江丸線アンダーパス	
	防災課 FM放送			発電機(江丸線ポンプ停電時運転用)	
	軽便鉄道博物館	交通政策課		いなべ市スクールバス運行管理センター	学校教育課
	駅駐車場駐輪場			教育支援センター	
	オレンジ工房前駐車場(街路灯)			旧藤原岳自然科学館の一部	自然学習室
	梅戸北檜の木集会所	住宅課		大井田親水公園(自然水族館)	
	梅戸北自治会農業倉庫			大安庁舎	生涯学習課
	丹生川上自治会館		丹生川上集会所		
	いなべ市水素ステーション	都市整備課	上下水道施設	古田処理施設	下水道課
	環境保全センター	環境政策課		篠立処理施設	

資料編

施設区分	施設名称	所管	施設区分	施設名称	所管
上下水道施設	中里北部処理施設	下水道課	上下水道施設	田辺配水池	水道工務課
	舞谷処理施設			千司久連新田ポンプ室	
	旧貝野川右岸地区クリーンセンター(緊急用貯留施設)			寺山配水池	
	十社中部地区クリーンセンター			新町配水池	
	十社南部地区クリーンセンター			員弁町上水道管理棟	
	小原一色地区クリーンセンター			員弁第1水源地	
	中津原地区クリーンセンター			員弁第2水源地	
	東貝野地区クリーンセンター			員弁第3水源地	
	川原地区クリーンセンター			員弁第1配水池	
	下水道マンホールポンプ(いなべ市全体320箇所)			員弁第2配水池	
	発電機(中継ポンプ停電時運転用18台)			員弁第3配水池	
	北勢町浄水場(北勢町上水道管理棟)			員弁第2加圧場	
	第1取水井北勢第1水源地	大泉水源地			
	第2取水井北勢第2水源地	大井田水源地			
	第3取水井北勢第3水源地	大井田配水池			
	北勢北部水源地(田辺水源地)	石樽北水源地			
	阿下喜配水池	石樽北配水池			
	東貝野配水池	宇賀新田水源地			
	鼓配水池	鍋坂水源地			
	小原一色配水池	宇賀配水池			
川原配水池	丹生川上水源地				
		水道工務課			

資料編

施設区分	施設名称	所管	施設区分	施設名称	所管
上下水道施設	丹生川上配水池	水道工務課	上下水道施設	山口配水池	水道工務課
	麻生田水源地			古田・篠立配水池	
	石樽北山配水池			東禅寺配水池	
	宇賀溪水源地			藤原東部配水池	
	宇賀溪浄水場			藤原南部配水池	
	宇賀溪配水池			本郷高区配水池	
	藤原上水道取水トンネル			鼎配水池	
	藤原町浄水場			鼎加圧	
	藤原西部配水池			長楽寺加圧場	
	大貝戸流量計室			山口加圧場	
	本郷流量計室			聖宝寺加圧場	
	本郷送水ポンプ場				